

三島市議会基本条例
検証結果報告書

令和4年3月

三島市議会
議会運営委員会

<目次>

第1	この報告書について	2
第2	議会基本条例の検証の取り組み経緯	2
第3	検証結果	3
第4	今後の検討課題	40
第5	終わりに	42

第1 この報告書について

平成31年4月1日に施行された三島市議会基本条例は、議会の基本的な事項を定めた議会の最高規範となる条例であり、三島市議会が二元代表制の下、地方自治体における最高の意思決定を行う議事機関として、市民福祉の向上及び市政の発展のために活動するとともに、継続的な改革と資質の向上に努め、市民の負託にこたえていく決意の下、制定したものである。

また、同条例第24条には見直し手続きに関する規定があり、この条例が制定された後、その目的が達成されているかどうか施行の状況について少なくとも議員の任期（4年）に1回、市民等の意見や地方自治法の改正、先進議会の取り組みなどを踏まえ議会運営委員会で検証することとし、検証結果について、市民等にわかりやすく情報の提供をすることとしている。さらに、検証の結果に基づき、必要に応じて、条例の改正を含む適切な対応をとることとしている。

以上のことから、条例施行後3年目となる令和3年度に議会基本条例の検証を議会運営委員会において実施したので、その結果をここに報告するものである。今後、この検証結果に基づき、三島市議会として継続的に議会改革の取り組みを進めていく。

第2 議会基本条例の検証の取り組み経緯

検証に係る議会運営委員会等の活動の経緯は次の表のとおり。

年月日	内容
令和3年 6月16日	議会運営委員会において、検証を行うこと及び検証の時期について決定
令和3年 6月23日	検証方法及び日程について決定
令和3年 7月14日	条例第8条から第10条まで検証
令和3年 7月28日	条例第11条から第15条まで検証
令和3年 8月11日	条例第16条から第19条まで検証
令和3年 8月25日	条例第20条から第24条まで及び第1条から第7条まで検証
令和3年10月13日	検証のまとめの検討、議会報告会での説明内容の検討
令和3年10月28日	検証のまとめの検討、議会報告会での説明内容の検討
令和3年11月 4日	全議員説明会
令和3年11月9日～ 令和3年12月12日	動画配信方式による議会報告会において市民意見を公募
令和3年12月17日	議会報告会で寄せられた意見に対する議会としての考え方の検討
令和4年 1月12日	議会報告会で寄せられた意見に対する議会としての考え方を公表
令和4年 2月 2日	今後の検討課題の整理、検証結果報告書(案)の検討
令和4年 2月15日	検証結果報告書(案)の検討

第3 検証結果

検証による評価結果は、下表のとおりとなった。各条の検証結果の詳細は、各ページを参照されたい。

<評価結果一覧>

条文	評価	ページ	条文	評価	ページ
第1条（目的）	—	5	第13条（委員会における政策立案等）	○	27
第2条（評価）	—	6	第14条（自由討議の推進）	△	28
第3条（議会活動の原則）	○	7	第15条（議員研修の充実）	○	29
第4条（議員活動の原則）	○	10	第16条（政治倫理）	○	30
第5条（議長の権限及び役割）	○	11	第17条（議員定数）	○	31
第6条（会派）	△	12	第18条（議員報酬）	○	32
第7条（災害発生時等の行動）	△	13	第19条（政務活動費）	○	33
第8条（市民参加及び協働の推進）	○	14	第20条（議会事務局の充実）	○	35
第9条（議会報告会）	○	18	第21条（議会図書室の充実）	△	36
第10条（議会広報の充実）	○	20	第22条（予算の確保）	○	37
第11条（市長等と議会及び議員との関係）	○	22	第23条（他の条例等との関係）	◎	38
第12条（議決事件の拡大等）	○	24	第24条（見直し手続）	—	39

評価	個数
◎（良好）	1
○（概ね良好）	16
△（要検討）	4
×（要改善）	0
—（評価対象外）	3

【評価・検証シートの見方について】

条文 及び解説	検証の対象となる条文の内容と、その解説を記載しています。
取組状況	条例が施行された平成31年4月1日から令和3年6月定例会終了時までを検証の対象期間とし、この間に議会又は議員が取り組んだ内容等を記載しています。
評価	<p>◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p> <p>取組状況に対する評価を、5つに分けて記載しています。 ◎=良好 : 現在の取り組みで問題ない ○=概ね良好 : 現状で大きな問題はないが、課題はある △=要検討 : 課題があり、早急な検討が必要 ×=要改善 : 大きな課題があり、早急な改善が必要 —=評価対象外 : 評価の対象としない また、評価の理由、根拠等を記載しています。</p>
課題	取組状況や評価を踏まえ、今後取り組んでいくべき課題を記載しています。
今後の対策	課題を踏まえ、今後実施していきべき、もしくは現在すでに取り組んでいる対策を記載しています。

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制の下、議事機関である議会の役割と責務を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p><第1条の解説></p> <p>ここでは、議会基本条例の目的を定めています。</p> <p>議会の果たすべき役割と責任を明確にするとともに、議会の基本的な考え方や取り組みを定め、実施していくことで、市民の負託にこたえ、最終的に市民福祉の向上と市政の発展につなげていくことを目的としています。</p>
<p>取組状況</p>	
<p>評 価</p>	<p>— ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p>
	<p>条例の目的を記載した条文であり、評価の対象外とする。</p>
<p>課 題</p>	
<p>今後の対策</p>	

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者をいう。</p> <p>(2) 市民等 市民及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。</p> <p>(3) 市長等 市長その他の市の執行機関をいう。</p> <p><第2条の解説></p> <p>ここでは、この条例で使用される用語のうち、対象の範囲等を明確にすることが必要な用語について、正確な意味を定めています。</p> <p>「市民」は、市内に居住する方を指しますが、議会が意思決定をして、市長等により実施される施策には、市外にお住まいで、市内の事業所や学校に通勤、通学される方も対象となるものもあるため、これらの方々を含めた「市民等」という言葉も定義しています。</p> <p>また、「市長等」は、いわゆる市長部局以外に教育委員会や選挙管理委員会などを含めた、市の執行機関全体を示す言葉として定義しています。</p>	
<p>取組状況</p>	<p></p>	
<p>評 価</p>	<p>—</p>	<p>◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p> <p>条例で使用される用語の定義を行う条文であり、評価の対象外とする。</p>
<p>課 題</p>	<p></p>	
<p>今後の対策</p>	<p></p>	

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(議会活動の原則)</p> <p>第3条 議会は、議事機関として、公平性及び透明性を確保するとともに、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民等の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させることができるように努めること。 (2) 市長等による市政の運営状況についての監視機能を果たすこと。 (3) 立法機能の強化に向けて、政策立案及び政策提言に努めること。 (4) 議員間の討議を尊重し、合意形成に努めること。 (5) 市民等にわかりやすい言葉で説明責任を果たすこと。 (6) 継続的に議会改革に取り組むこと。 <p><第3条の解説></p> <p>ここでは、議員の集まりである議会全体としての活動の原則を定めています。</p> <p>議会は、日本国憲法第93条により議事機関として位置づけられており、その活動の前提として、公平性及び透明性を確保することを責務としています。その上で、(1)から(6)までの原則を定めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会は、選挙により市民から直接選ばれた議員の集まりであり、市民等の様々な意見を受け止め、市政に反映させることができるように努めることとしています。 (2) 議会の大きな役割のひとつとして、市の行政が適切に執行されているか確認し、監視機能を果たしていくこととしています。 (3) 議会のもうひとつの大きな役割として、議員提案による条例や、市長から提案された条例や予算等の修正による政策立案、また、決議や一般質問などによる政策提言に努めることとしています。今後は、議員からの条例提案による政策立案への取り組みも重要になると考えています。 (4) 議会は話し合いの場であり、議員同士による様々な意見の交換を活発に行い、合意形成に向けて努めることとしています。 (5) ホームページや議会だより、議会報告会など、様々な方法により議会活動について市民等にわかりやすく情報を提供し、説明責任を果たしていくこととしています。なお、議会報告会については第9条で定めています。 (6) 議会基本条例は、これまでの議会改革の取り組みのまとめとして制定するものですが、条例制定後も継続的に議会改革の取り組みを進めていくこととしています。
<p>取組状況</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 市民意見の把握 議会報告会を開催（詳細は第9条を参照） <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 市内6会場でワークショップ形式による報告会 ・令和2年度 団体との意見交換会 ② 市政の監視機能 必要に応じて、臨時会を適時開催したほか、本会議、委員会で質問や議案質疑等が活発になされている。 ③ 政策立案・政策提言

	<p>令和元年度以降に条例提案や修正等の例はないが、一般質問や予算、決算の審査を通じて様々な政策提言がなされている（第13条を参照）。</p> <p>④ 議員間討議と合意形成 会派制をとっていることから、様々な課題に対して、会派内及び各派代表者による意見交換を実施し、合意形成に努めている（委員会における自由討議については第14条を参照）。</p> <p>⑤ 市民等への説明責任 議会活動について、市議会だより、三島市議会のホームページ及び議会報告会等により、市民等に対し、最新の情報を提供している。 政務活動費については、政務活動費運用マニュアルを施行したほか、収支報告書等の写しを情報公開コーナーに備え付けるとともに、三島市議会のホームページ及び市議会だよりにより執行状況を掲載している。</p> <p>⑥ 継続的な議会改革 議案質疑の在り方の確認、ICT推進検討特別委員会による情報通信機器の活用の検討、政務活動費の旅費の取り扱い及び運用マニュアルの作成、議会選任監査委員の検討並びに議会基本条例の検証など、議会改革に取り組んでいる。</p>
<p>評 価</p>	<p>○ ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p>
	<p>① 市民意見の把握 議会報告会を開催し、市民や団体との意見交換を推進したほか、請願・陳情の審査にあたっても請願者・陳情者を参考人として招致し意見を伺うなど、議会として多様な意見の把握に努めることができた。</p> <p>② 市政の監視機能 本会議や委員会での活発な質問・質疑により、監視機能が果たされている。</p> <p>③ 政策立案・政策提言 条例提案等の政策立案には至っていないが、一般質問や予算・決算の審査を通じた様々な政策提言は、執行機関の取り組みにも一定程度反映されている。</p> <p>④ 議員間討議と合意形成 必要に応じて会派内や議員間で政策課題等について議論することにより、概ね議会としての合意形成を図ることができた。</p> <p>⑤ 市民等への説明責任 市民に対する様々な情報提供を続ける中で、市議会だよりでの議案の賛否公開、一般質問のQRコード掲載など内容の充実に努めているほか、政務活動費に関しても、運用マニュアル作成により基準を明確化するなど、前向きな取り組みを進めることができた。</p> <p>⑥ 継続的な議会改革 各派代表者会議、議会運営委員会、ICT推進検討特別委員会など、様々な場で地道に議会改革の取り組みを進めることができた。</p>

課 題	<p>① 市民意見の把握 第8条、第9条の課題を参照。</p> <p>② 市政の監視機能 第11条、第12条の課題を参照。</p> <p>③ 政策立案・政策提言 第6条、第13条の課題を参照。</p> <p>④ 議員間討議と合意形成 第14条の課題を参照。</p> <p>⑤ 市民等への説明責任 第8条、第9条、第10条、第11条、第19条の課題を参照。</p> <p>⑥ 継続的な議会改革 今回の検証により得られた課題について、優先順位をつけて取り組んでいくことが必要。また、多様な人材が活躍できる議会という視点から、議会として環境を整えていくことが必要。</p>
今後の対策	<p>① 今後も、公平性と透明性の確保に努めていくほか、ここに掲げられた議会活動の原則を意識して活動していく。</p> <p>② 男女という社会的性別（ジェンダー）の視点だけでなく、年齢、職業、障がいの有無、社会的な背景等のダイバーシティ（多様性）を理解し、多様な人材が活躍できる議会という視点から、議会として環境を整えることについて検討を行うため、令和3年9月定例会最終日にダイバーシティ推進検討特別委員会を設置した。このような視点を議会活動の原則に追加するような条例改正を検討する。</p>

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(議員活動の原則)</p> <p>第4条 議員は、主権を有する市民の負託にこたえるため、誠実かつ公正に、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 市民等の多様な意見を的確に把握し、その全体の福祉の向上を目指すこと。</p> <p>(2) 議員間の討議を積極的に行い、政策立案、政策提言及び市長等による市政の運営状況についての監視（以下「政策立案等」という。）に努めること。</p> <p>(3) 自己研さんによる資質の向上に努めること。</p> <p><第4条の解説></p> <p>ここでは、議会全体ではなく、議員個々の活動の原則を定めています。市民の負託にこたえるため、選挙により市民から直接選ばれた議員として、誠実かつ公正に活動することを基本としています。その上で、(1)から(3)までの原則を定めています。</p> <p>(1) 議員は、市民等の様々な意見を受け止め、その全体の福祉の向上に向けて取り組むこととしています。</p> <p>(2) 議員の多様な意見を尊重するため、議員同士の話し合いを活発に行い、議員提案による条例や、市長から提案された条例や予算等の修正による政策立案、また、決議や一般質問などによる政策提言、さらに、市政の運営状況の監視に努めることとしています。</p> <p>(3) 議員活動をより充実したものとするため、自己研鑽を通じて、自らの議員としての資質の向上に努めることとしています。</p>
<p>取組状況</p>	<p>① 市民意見の把握等</p> <p>各議員は、広く市民の意見・要望等を聞くことにより多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上のため、積極的に議員活動に努めている。</p> <p>② 政策立案等</p> <p>会派制をとっていることから、様々な課題に対して、会派内及び各派代表者による意見交換を実施している。また、令和元年度以降に条例制定や修正等の例はないが、一般質問や予算、決算の審査を通じて様々な政策提言がなされている（第13条を参照）。</p> <p>③ 自己研さん</p> <p>議員が政務活動費を活用し、様々な機会をとらえて外部の研修に参加するなど、各自、自己研さんに努めている。</p>
<p>評 価</p>	<p>○ ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p> <p>① 市民意見の把握等 ② 政策立案等 ③ 自己研さん</p> <p>議員は、それぞれ政治的な立場には違いがあっても、共通してこの活動原則に基づいた活動ができた。</p>
<p>課 題</p>	<p>今後も継続して市民等の多様な意見を的確に把握し、政策立案等に努めていくこと、また、そのための各議員の自己研さんが必要。</p>
<p>今後の対策</p>	<p>今後も誠実かつ公正に、この原則に基づき活動していく。</p>

<p>条文及び解説</p>	<p>(議長の権限及び役割)</p> <p>第5条 議長の権限については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の規定によるものとし、その役割については、法、条例及び会議規則の規定その他議長が別に定めるところによるものとする。</p> <p>2 議長は、中立公正な立場において、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p> <p><第5条の解説></p> <p>ここでは、議会の代表者である議長の権限と役割について定めています。</p> <p>第1項では、議長の権限については、地方自治法の規定によることとしてしています。その主なものは地方自治法の第6章第4節「議長及び副議長」(第103条から第108条)に定められています。また、議長の果たすべき様々な役割については、地方自治法のほか、様々な条例、会議規則の規定のほか、議長が別に定めるところによるものとするとしていますが、具体的には、三島市議会会議規則、三島市議会傍聴規則、三島市議会委員会条例、三島市議会政務活動費の交付に関する条例などで定められています。</p> <p>第2項では、議会運営における議長の基本的な姿勢を定めています。</p> <p>なお、副議長については地方自治法第106条第1項において、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときに議長の職務を行うものとされており、副議長独自の権限や役割に関する規定はないため、ここでは議長についてのみ定めています。第2項で規定される議長の基本的な姿勢は、平時から副議長に対しても求められるものです。</p>				
<p>取組状況</p>	<p>議長は、議会運営に当たって、常に中立公正な立場を取ることと、民主的かつ効率的な運営を意識している。効率的な運営の例として、令和2年7月の臨時会から、議案質疑の通告が複数あった場合、発言順位を予め議員に通知するようにしている。</p>				
<p>評価</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="370 1458 496 1559">  </td> <td data-bbox="496 1458 1402 1559"> <p>◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="370 1559 1402 1603"> <p>中立公正かつ円滑な議事進行に配慮できている。</p> </td> </tr> </table>		<p>◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p>	<p>中立公正かつ円滑な議事進行に配慮できている。</p>	
	<p>◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p>				
<p>中立公正かつ円滑な議事進行に配慮できている。</p>					
<p>課題</p>	<p>申し合わせにより議長は2年、副議長は1年の任期となっているが、個人の政治的な立場とは関係なく、中立公正な立場を常に意識していくことが必要。</p>				
<p>今後の対策</p>	<p>今後も、中立公正な立場において、民主的かつ効率的な議会運営に努める。</p>				

<p>条文及び解説</p>	<p>(会派)</p> <p>第6条 議員は、議会における活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策その他政治的理念を共有する議員により構成するものとする。</p> <p>3 会派は、政策立案等を行うため、調査研究に努めなければならない。</p> <p><第6条の解説></p> <p>ここでは、議員の政策集団である会派について定めています。</p> <p>第1項では、議員は、様々な議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができるとしています。会派は同じような考えや意見を持つ2人以上の議員の集まりですが、議員は必ず会派に所属しなければならないということではありません。</p> <p>第2項では、議員によって考えや意見にはある程度の違いもあるため、重要な計画や施策などの政策やその他の政治的理念を共有する議員により、会派を構成するものとしています。</p> <p>第3項では、会派は政策立案、政策提言を行うため、また、市政の運営状況の監視機能を果たすために、調査研究に努めることとしています。</p>																				
<p>取組状況</p>	<p>① 会派構成</p> <p>政策や政治的な理念に対する考え方などにより、現在下表のとおり、6会派と会派に所属しない議員2人の構成となっている。</p> <p>(令和3年7月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="483 1151 1283 1364"> <tr> <td>会派</td> <td>緑水会</td> <td>新未来21</td> <td>公明</td> <td>改革みしま</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>政和会</td> <td>日本共産党議員団</td> <td>無会派</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>22</td> </tr> </table> <p>② 会派の調査研究</p> <p>各会派において、政策立案、政策提言を行うため、また市政の運営状況の監視機能を果たすため、勉強会の開催や主要な施策に対する提言等に関する討議をするなど、調査研究に努めている。</p>	会派	緑水会	新未来21	公明	改革みしま	人数	6	3	3	3		政和会	日本共産党議員団	無会派	計		3	2	2	22
会派	緑水会	新未来21	公明	改革みしま																	
人数	6	3	3	3																	
	政和会	日本共産党議員団	無会派	計																	
	3	2	2	22																	
<p>評価</p>	<p>△ ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p>																				
<p>課題</p>	<p>会派の在り方、構成要件についての検討が必要。また、会派の政策その他政治的理念を公表してほしいとの市民要望があり、合わせて検討が必要。</p>																				
<p>今後の対策</p>	<p>議会運営委員会等で会派の在り方、構成要件についての検討を行うほか会派の政策その他政治的理念の公開についても検討を行う。</p>																				

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(災害発生時等の行動)</p> <p>第7条 議員は、天災その他の災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、市長等と協力するとともに、議長が別に定めるところに従い、適切に行動しなければならない。</p> <p><第7条の解説></p> <p>ここでは、地震などの大規模な災害が発生したときなどの議員の行動について定めています。</p> <p>「議長が別に定めるところ」についてですが、三島市議会では、平成25年4月に「三島市議会議員災害時等行動指針」を定めており、大きな被害をもたらすような災害が発生した場合などには、議員はこの指針に沿って、三島市災害対策本部や自主防災組織等と協力し、適切に行動することとしています。</p>
<p>取組状況</p>	<p>① 災害時等行動指針を適用するような大きな災害は発生しなかったが、風水害時などに各議員が現場に赴き、必要な対応を行っている。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、「議会としての新型コロナウイルス感染症対策」を策定し、適宜改定することで、本会議、委員会等の会議実施時の対策等を定め、適切な議事運営に努めた。</p>
<p>評 価</p>	<p>△ ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p> <p>① 災害時行動指針が適用される事態は生じていないが、状況に応じて必要な対応はできている。</p> <p>② 災害時行動指針は、平成25年に策定されて以来見直しがされておらず、基本的な内容は現在でも通用するものの、更新すべき点も多い。</p>
<p>課 題</p>	<p>災害時行動指針の見直しを行い、地震や風水害以外の災害への対応や、災害時のICTの利活用など、最新の情勢に合わせた内容に更新することが必要。</p>
<p>今後の対策</p>	<p>災害時行動指針の見直しに向けた検討を行う。</p>

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(市民参加及び協働の推進)</p> <p>第8条 議会は、議会に関する情報を積極的に市民等に発信し、当該情報の共有に努めなければならない。</p> <p>2 議会の会議（以下「本会議」という。）は、法第115条第1項本文の規定により公開とし、その傍聴に関し必要な事項は、法第130条第3項の規定により議長が規則で定める。</p> <p>3 委員会の会議は、公開とし、その傍聴に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>4 議会は、市民等の意見を把握し、かつ、当該意見を議会の活動に反映させるため、市民等との多様な意見交換の場を設けるものとする。</p> <p>5 議会は、法第115条の2第2項に規定する参考人の制度による市民等、学識経験者等の専門的知見等の活用を努めるものとする。</p> <p>6 議会は、請願又は陳情の審査に際し、その趣旨を十分に理解するため、請願者又は陳情者から意見を聴取する場を設けることができる。</p> <p><第8条の解説></p> <p>ここでは、市民と議会との関係、市民参加に向けた議会の活動について定めています。</p> <p>第1項では、議会は、議会に関する情報を積極的に市民等に発信することで、その共有に努めなければならないとしています。なお、情報の発信の詳細については第10条で定めています。</p> <p>第2項では、本会議については地方自治法の規定により公開としています。また、本会議の傍聴に関する詳細については、地方自治法の規定に基づき議長が三島市議会傍聴規則で定めています。</p> <p>第3項では、委員会についても公開としています。また、委員会の傍聴に関する詳細については、三島市議会委員会条例及びそれに基づく三島市議会委員会傍聴規程で定めています。</p> <p>第4項では、議会の活動に生かすため、市民等との意見交換の場を設置することとしています。今後、様々な方法が考えられるため、議会報告会に限定した表現はしていません。なお、議会報告会については第9条で定めています。</p> <p>第5項では、参考人制度において、市民等や様々な分野の学識経験者などの専門的な知識や見識等の活用を努めることとしています。</p> <p>第6項では、請願や陳情の審査において、請願者や陳情者から参考人として意見を伺う場を設けることができるようにしています。通常、請願や陳情の審査にあたってはこの意見聴取の場を設けることとしていますが、意見書の提出や決議を求める陳情については、三島市議会では各会派で検討を行い、全会派が賛同した意見書や決議について本会議に上程する取り決めとしており、これらについては意見聴取の場は設けていないことから、「意見を聴取する場を設けることができる」という表現にしています。</p>
<p>取組状況</p>	<p>① 情報発信 第9条（議会報告会）・第10条（議会広報の充実）を参照。</p> <p>② 議会傍聴</p>

【コロナ対策】新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年2月定例会の途中から傍聴の自粛とインターネット中継の視聴のお願いを開始した。インターネット中継を見ることができない方を考慮し、傍聴者の受け入れは継続したが、手指の消毒、マスク着用のお願い及び体調不良の方の傍聴はお断りする旨の案内を行った。また、令和2年11月定例会の途中から、傍聴席を1席ずつ間隔を空けて使用し、定員32席を半数の16席として運用することとした。

【飲料摂取の許可】傍聴規則を改定し、令和2年9月定例会より、議場で傍聴者が健康管理のために飲料を摂取することを認めた。

【本会議ライブ中継への字幕付与】聴覚に不安のある方にもインターネットライブ中継を利用いただけるように令和3年6月定例会から音声認識技術による字幕付与を開始した。

③ 委員会傍聴

【原則公開】基本条例施行に伴い、従来の委員長の許可による制限公開制から原則公開となった。委員会傍聴規程を制定し常任委員会室の傍聴定員は6人としたが、令和元年7月22日の経済建設委員会では傍聴希望者が10人となり、臨時に席を増やす工夫もしたが最終的に抽選により8人に傍聴いただいた例がある。なお、予め多数の傍聴希望者が想定される場合は、第1会議室を会場とし、多くの傍聴者を受け入れられるような運用をしている。

【コロナ対策・議場での開催】本会議と同様傍聴自粛のお願いをし、常任委員会室の傍聴定員を半数の3人とする運用をした。また、コロナ禍を考慮し、令和3年2月定例会での予算審査の常任委員会では、議場を会場として行った。

【飲料摂取の許可】本会議と同様に委員会傍聴規程を改定し、令和2年9月から、委員会の会議室で傍聴者が健康管理のために飲料を摂取することを認めた。

④ 意見交換

議会報告会については第9条を参照。なお、市ホームページの「皆さんのご意見箱」という意見聴取のアンケートフォームから議会事務局にも意見を提出できるが、年間若干数の利用にとどまっている。

⑤ 参考人制度

後述する請願又は陳情の審査における請願者・陳情者の招致以外で、本会議、常任委員会において学識経験者等を参考人として招致したことはない。ただし、議会報告会について、コロナ禍を踏まえ、令和2年度は不特定多数の市民の方を対象とする報告会を開催する代わりに市内各種団体との意見交換会を7回開催し、それぞれのコロナ禍における状況や要望を伺った。それらを踏まえ議会としての要望を取りまとめて7項目を令和2年10月に市長に提出し、同月中に回答を受けた。

⑥ 請願・陳情

令和元年度以降に議案として取り扱った請願2件・陳情3件については、すべて付託された委員会において請願者、陳情者を参考人として招致し、意見を聴取している。

評 価	<p>○ ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p>
	<p>① 議会傍聴 コロナ禍という特殊な状況下でも傍聴できる環境を維持したほか、時流に合わせ傍聴席での水分補給を認め、新しい取り組みとしてライブ中継への字幕付与を開始するなど、前向きな取り組みができた。</p> <p>② 委員会傍聴 傍聴希望者を可能な限り受け入れることができるように会場を適宜変更するなどの対応は概ねできた。議場での委員会開催は、各委員長が議長席につくなど本会議さながらの委員会で活発な議論もできた。傍聴者は少なかったが、常任委員会室より傍聴もしやすかったと思われる。</p> <p>③ 意見交換 ホームページ上に意見聴取の窓口は設置されているが、市当局への意見の窓口と共通になっているため、議会に対する意見の窓口でもあることがわかりにくい。</p> <p>④ 参考人制度 必要に応じて専門家の意見を伺うことは重要であるが、本会議、委員会での参考人制度の活用機会はなかった。</p> <p>⑤ 請願・陳情 請願者、陳情者から直接趣旨を伺う機会を設けることで、慎重かつ丁寧な議論につなげることができた。</p>
課 題	<p>① 議会傍聴 字幕付与について、対象がライブ中継のみであるが、録画映像への字幕付与は現状では誤認識等の問題があり対応は困難。 また、議員が議場で使用するパネルや配付資料について、傍聴者への配付等をする 것도課題だが、内容の精査等が必要であり、現時点では困難。</p> <p>② 意見交換 ホームページ上の意見聴取窓口の案内を見直すか、議会ホームページ上に独自の意見聴取窓口の設置が必要。 また、学校や自治会町内会、各種団体など相手先に出向いて議会の取り組みを説明したり、意見・要望を伺ったりする出前講座的な取り組みも検討が必要。</p> <p>③ 参考人制度 委員会のオンライン開催の検討に合わせて、参考人のオンライン出席を認めることも検討が必要。</p> <p>④ 請願・陳情 多様な民意をくみ取ることは、議会の役割として非常に重いものであり、今後も引き続き請願者、陳情者から直接趣旨を伺う機会を設けることが必要。</p>

今後の対策	<ul style="list-style-type: none">① ホームページ上の意見聴取窓口の改善の検討を行う。② 出前講座の検討を行う。③ 委員会のオンライン開催とあわせ、参考人のオンライン出席の検討を行う。④ 引き続き請願者、陳情者から直接趣旨を伺う機会を設けていく。
-------	---

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(議会報告会)</p> <p>第9条 議会は、市民等への説明責任を果たすとともに、市民等の多様な意見を的確に把握し、かつ、当該意見を議会の活動に反映させるため、議会報告会を実施しなければならない。</p> <p>2 議会報告会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p><第9条の解説></p> <p>ここでは、議会報告会の開催について定めています。</p> <p>第1項では、議会の活動状況等について報告を行い、ご理解いただくとともに、意見交換等を通じて様々な意見を受け止め、今後の議会活動に生かしていくため、平成23年から実施している議会報告会を継続していくこととしています。</p> <p>第2項では、議会報告会の実施に関する詳細については、議長が定める三島市議会議会報告会実施要綱によることとしています。</p>
<p>取組状況</p>	<p>① 令和元年度は市内6会場でワークショップ形式により開催し、119人の市民の参加があった。</p> <p>② 令和2年度はコロナ禍で不特定多数の市民に集まっていたが形は好ましくないため、代わりに団体との意見交換会を7回(相手先は自治会連合会、公共交通機関関係者、医師会、幼稚園・保育園の代表者、社会福祉施設等関係者、商工会議所、商店街連盟、参加者は合計68人)開催した。</p> <p>③ 令和元年度、2年度ともいただいた意見、要望等の中から重要なものを取りまとめて議長から市長に要望書として提出し、回答を受け取っている。</p>
<p>評 価</p>	<p>○ ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p> <p>① 市民からの意見、要望を直接うかがえる場として貴重な機会であるが、ワークショップ形式での開催にはテーマにもよるが参加者が極端に少なかったり、逆に多すぎて参加者の意見を十分伺えなかったり、参加者の属性が偏るなどの課題があり、手法の再検討が必要。</p> <p>② 団体との意見交換会については初の試みだったが様々な意見を伺うことができ、またその内容を市長への要望書として提出し、一定の前向きな回答が得られたことは、議会からの政策提案という観点からも有意義だった。</p>
<p>課 題</p>	<p>① ワorkshop形式については、前述の課題のほか、テーマの設定、参加しやすい日時・会場の設定、広報の手法、申し込み方法等の検討が必要。回数を増やしてほしいとの市民要望があり、合わせて検討が必要。</p> <p>② 団体との意見交換会については、継続して行う場合、特定の団体に偏らないようなテーマ選定や相手先選定の工夫が必要。細かく分けて話を聞くことも1つの手法と考えられる。</p>

今後の対策	<p>① 令和3年度は、コロナ禍を踏まえ試験的にインターネット経由での動画配信方式を実施するほか、団体との意見交換会をWeb会議システムも一部利用して実施する予定であり、今後、ワークショップ形式に限らない市民向け議会報告会の手法の検討を行う。</p> <p>② テーマ選定や団体の選定方法に留意した上で、団体との意見交換会を継続実施していく。</p>
-------	---

<p>関係条文 及び解説</p>	<p>(議会広報の充実)</p> <p>第10条 議会は、議会に対する市民等の関心が高まるよう、情報通信技術の活用その他多様な広報手段を講ずることにより、議会に関する情報の積極的な発信に努めなければならない。</p> <p>2 前項に規定する議会に関する情報の発信を推進するため、議会だより編集委員会を置く。</p> <p><第10条の解説></p> <p>ここでは、議会広報の充実について定めています。</p> <p>議会の活動状況については、広報みしまに折り込まれて年4回の定例会ごとに配布される議会だよりやホームページ、本会議のインターネット動画配信などにより、市民等への情報の提供に努めています。</p> <p>第1項では、より多くの方に議会に対する関心をさらに深く持ってもらえるように、情報通信技術の発展や時代の変化に対応し、様々な方法による情報の積極的な発信に努めなければならないとしています。</p> <p>第2項では、議会情報の発信を進めていくため、条例や規則等に基づかない任意の委員会として、議会だより編集委員会を設置することとしています。現在、議会だより編集委員会では、議会だよりの内容の検討等を行っていますが、より積極的な情報の提供について、議会として検討していきます。</p>
<p>取組状況</p>	<p>① 議会だより</p> <p>議員の改選のあった年は年5回、その他の年は年4回発行し、広報みしまに折り込んで全戸配布している。令和2年8月1日号から、議案に対する各議員の賛否を掲載するとともに、代表質問及び一般質問の欄に各議員の録画映像サイトを案内するQRコードを掲載するようにした。</p> <p>② ホームページ</p> <p>議員名簿、会議情報（議案、概要報告、発言通告、日程等）、会議録、議会映像、政務活動費、議会だより、常任委員会の活動報告等を掲載し、随時更新している。</p> <p>③ 議会映像配信</p> <p>本会議についてはインターネットでライブ中継を行うほか、会議終了後1週間後をめどに録画映像の配信を行っている。令和3年6月定例会から、音声認識技術を利用してライブ中継に字幕を付与できるようになった。これにより、聴覚に不安のある方にもライブ中継を利用していただきやすくなったものとする。</p> <p>④ みしまのホットメール（市民メール配信）</p> <p>定例会及び臨時会の開催案内をメールで配信している。</p> <p>⑤ 三島市公式LINE</p> <p>議会だよりの発行のお知らせをLINEで配信している。</p>
<p>評価</p>	<p>○ ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p>

	<p>① 議会だよりについては令和元年度の市民意識調査でも議会の情報を得る方法として73.3%の方が選択しており、議会広報の最も中心的な存在となっている。また、内容についても年々改善されている。</p> <p>② ホームページについては、全国でも先駆けて開始した本会議のライブ中継への字幕付与などもあり、県内他自治体と比較しても充実した情報発信ができています。</p>
課 題	<p>① 議会の活動状況をPRすることは重要であり、議会だよりやホームページについては、さらなる内容の充実に向けた研究が必要。</p> <p>② 直近の課題としては、LINEを利用した議会情報の提供をさらに進めていくことが必要。</p> <p>③ 投票率の低下にみられるような市政への関心の低下が懸念され、市民等に議会に対する関心をさらに深く持っていただくための取り組みを意識していくことが必要。</p> <p>④ 議会映像配信について、委員会も配信してほしいとの市民要望があった。設備の導入・維持及び配信に係る費用負担の兼ね合いもあるが、検討は必要。</p>
今後の対策	<p>① 議会だよりやホームページのさらなる内容の充実に向けた研究を行う。</p> <p>② LINEを利用した議会情報の提供の強化を図る。</p> <p>③ 市民に議会に対する関心をさらに深く持っていただくための取り組みの研究を行う。</p> <p>④ 委員会の映像配信についての研究を行う。</p>

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(市長等と議会及び議員との関係)</p> <p>第11条 議員は、二代表制の趣旨を尊重し、市長等との関係においては、緊張感の保持に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、議案の審議、議決等を通じて、市長等による市政の運営状況について、監視機能を果たすとともにその評価を明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>3 議員は、本会議又は委員会の会議において質問又は質疑を行う際には、論点又は争点を明確にしなければならない。</p> <p>4 本会議又は委員会の会議において答弁をしようとする者は、質問又は質疑の趣旨を確認するため、議長又は委員長の許可を得て、発言することができる。</p> <p><第11条の解説></p> <p>ここでは、執行機関と議会、議員との関係について定めています。</p> <p>第1項では、二代表制の趣旨を尊重し、市長等、執行機関とは常に緊張感を持った状態を保つように努めなければならないとしています。</p> <p>第2項では、第3条の(2)に規定する原則と同様に、議案に対する質疑や討論、議決等により、市政への監視機能を果たすとともに、市政に対する評価をわかりやすく示すように努めることとしています。</p> <p>第3項では、本会議や委員会の会議での市長等に対する質問や質疑においては、市政の課題に関する論点や争点をわかりやすく、明らかにしなければならないとしています。</p> <p>第4項では、答弁者が質問者に対して、質問や質疑の趣旨を確認するために発言をできるようにしています。第3項で論点や争点を明確にすることとしていますが、よりかみ合った、わかりやすいやり取りとするために、必要があれば、議長や委員長の許可を受けた後に、その趣旨を質問者に対して確認できるようにするものです。なお、「答弁をしようとする者」とは、市長や教育長など、執行機関側だけではなく、議員発議の条例等の議案に対する質疑の場合であれば発議者の議員、また、委員会の委員長報告に対する質疑の場合であれば委員長のことを指します。</p>
<p>取組状況</p>	<p>① 緊張感の保持</p> <p>本会議における議案の審議、代表質問及び一般質問、また委員会における議案の審査においても、執行機関と緊張感のあるやりとりがなされている。</p> <p>② 市政への監視機能、評価</p> <p>本会議、委員会とも多くの議案に対する質疑が行われた上で議決がなされている。また、本会議の議決結果については、議員別の賛否を議会だよりで公表することで、各議員の評価を明らかにしている。</p> <p>③ 代表質問、一般質問、議案質疑における論点の明確化</p> <p>議案質疑の場で質疑ではなく意見・要望を伝える例が散見されたため、令和2年9月1日の議会運営委員会で改めて本会議での議案質疑の在り方について確認を行った。</p> <p>④ 趣旨確認の発言</p>

	<p>平成31年4月の基本条例施行に伴い認められるようになったが、これまでに本会議で使用された例はない。委員会の議案審議においては、発言通告制を取っておらず、また発言回数への制約がないこともあり、委員と当局とのやり取りの中で、自然と趣旨確認のようなやり取りが時折なされている。</p>
評 価	<p>○ ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p> <p>○</p> <p>① 緊張感の保持 本会議、委員会でのやり取り等により、緊張感のある関係性が保たれている。特に、令和2年の新型コロナウイルス感染症への対策に当たり、専決処分は必要最小限とし、都度臨時会を開催し補正予算の審議を行ったことは、市長との関係における緊張感の表れである。</p> <p>② 市政への監視機能、評価 臨時会の開催も含め、本会議、委員会での質疑等により、監視機能は一定程度果たされている。また、評価についても、議会全体の議決結果だけでなく議員個々の評価も明らかにできている。</p> <p>③ 代表質問、一般質問、議案質疑における論点の明確化 議案質疑の在り方について議会運営委員会で確認され、重複する議案質疑の通告があった場合も、重複を避けて発言するように努めてきた。一方、代表質問において、一般質問のような個別課題を精査する発言が見られている。</p> <p>④ 趣旨確認の発言 発言通告制をとっていることもあり、本会議での実例はないが、概ね質疑、質問の趣旨を踏まえた的確な応答がされている。</p>
課 題	<p>① 委員会委員の任期が1年であり、監視機能の継続性の確保が必要。</p> <p>② 代表質問及び一般質問並びに議案質疑の在り方について再度確認、徹底することが必要。</p>
今後の対策	<p>委員会委員の任期の複数年化や、案件を継続して取り組む仕組みについて検討を行う。</p>

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(議決事件の拡大等)</p> <p>第12条 議会は、法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件の拡大に努めるものとする。</p> <p>2 前項の議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、特に重要な市の計画、施策等について、市長等に説明を求めることができる。</p> <p>4 議員は、法令に特別の定めがある場合を除き、原則として市長等の附属機関等の委員その他の構成員に就任しないものとする。</p> <p><第12条の解説></p> <p>ここでは、議会の議決すべき事件の拡大と、審議会等の執行機関の附属機関等の委員等への就任の在り方などについて定めています。</p> <p>地方自治法第96条第1項では、議会が議決しなければならない事項(議決事件)が15件定められていますが、同条第2項では、そのほかに条例で議決事件を定めることができることとなっています。</p> <p>これを踏まえ、第1項では、二元代表制の下、議会の機能を発揮し、その責任を果たしていくため、議決事件を増やすように努めることとしています。</p> <p>第2項では、どのような事項を追加の議決事件とするかは、条例で定めることとしていますが、具体的には三島市議会の議決すべき事件を定める条例で独自の議決事件を規定しています。</p> <p>第3項では、議決事件であるか否かに関係なく、議長が必要に応じて特に重要な市の計画や施策等について、市長等に説明を求めることができるようにしています。なお、議決事件については、議会の本会議や委員会等で説明がされますが、本会議等の前に、任意の説明会等の開催を求めることもできるという趣旨も含まれています。</p> <p>第4項では、二元代表制の趣旨と議会の持つ市政の監視機能という観点を踏まえ、市の様々な審議会や懇話会等の委員については、国が定めた法令で議員の就任が定められたものを除き、原則として議員は就任しないこととしています。附属機関とは地方自治法第138条の4第3項による審議会等をいいますが、これに該当しないものもあるため、「附属機関等」という表現にしています。ただし、過去の経緯から、法令で定められていなくても、現在も議員が審議会や懇話会等の委員を務めているケースがあり、これらについては今後個別に対応を検討していく必要があるため、「原則として」という記載をしています。</p>
<p>取組状況</p>	<p>① 議決事件の拡大</p> <p>現在は、「総合計画の基本構想の策定、変更または廃止」を条例で議決事件として定めている。</p> <p>② 重要な計画、施策についての議員への説明</p> <p>従来から重要な計画や施策の内容や進捗状況等について、市長から議員説明会という形で説明がなされており、議会基本条例施行の平成31年4月以降で6回、8案件について説明会が行われている。</p>

開催日	案件
R1. 7. 12	三島駅南口東街区再開発事業の現在の検討状況
R1. 8. 29	第5次三島市総合計画の策定方針とスケジュール
	玉沢 IC 周辺土地利用(ふじのくにフロンティアを拓く取組)
R2. 2. 10	三島駅南口東街区再開発事業 (都市計画原案及び都市計画の決定・変更までの流れについて) (事業の進捗状況及び今後の予定について)
R2. 3. 25	三島市公共施設保全計画(個別施設計画)
	三島市学校施設長寿命化計画
R2. 11. 5	第5次三島市総合計画基本構想案
R3. 2. 9	第5次三島市総合計画前期基本計画案

③ 附属機関等の委員等の不就任

議会基本条例施行後に見直しを行い、その結果は以下の通り(法定のものを除く)。

任期限りで今後 は就任しないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・三島市農業振興促進協議会 ・三島市民生委員推薦会
就任する人数を 減らしたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・三島市立小学校及び中学校通学区域審議会 ・三島市青少年問題協議会
継続して就任するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・三島市総合計画審議会 ・三島市高齢者保健福祉及び介護保険運営懇話会 ・三島市国民健康保険運営協議会 ・三島市水道事業及び公共下水道事業審議会 ・三島市土地開発公社 ・三島市表彰審査委員会

市政における重要性が特に高いもの、また、保険料や使用料など市民負担について直接協議をする場であり、市民生活への影響が大きいものなどについて、例外的に継続して就任することとしている。

評 価	○	◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外
	<p>① 議決事件の拡大 特に追加すべき案件はなかった。</p> <p>② 重要な計画、施策についての議員への説明 必要と思われる案件については都度説明会が開催されている。</p> <p>③ 附属機関等の委員等の不就任 改めて見直しを行い、特に必要性が高いものに絞って就任する形にできた。</p>	
課 題	① 重要な計画、施策についての議員への説明	

	<p>説明を求めるものについての議長の判断の在り方について、検討が必要。</p> <p>② 附属機関等の委員等の不就任 不就任となることに伴い、附属機関等の会議の内容などの情報収集策の検討が必要。また、議選監査委員の現状及び役割、必要性について改めて考えることが必要。</p>
<p>今後の対策</p>	<p>① 重要な計画、施策についての議員への説明 今後も引き続き各種の計画及び施策については資料等の提供を受ける中で、必要と思われる場合は議長判断または各派代表者会議での協議により、説明会の開催を求めていく。</p> <p>② 附属機関等の委員等の不就任 附属機関等の会議の開催情報の提供を受ける中で、必要に応じて会議の傍聴等により、情報を収集していく。また、議選監査委員の在り方について、改めて検討していく。</p>

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(委員会における政策立案等)</p> <p>第13条 委員会は、その所管に属する事項についての専門的な調査研究を積極的に行い、政策立案等に努めるものとする。</p> <p><第13条の解説></p> <p>ここでは、委員会活動の活性化について定めています。</p> <p>委員会は、三島市議会委員会条例により、3つの常任委員会（総務委員会、福祉教育委員会、経済建設委員会）と議会運営委員会に加え、特に必要がある場合に設置される特別委員会が定められています。</p> <p>地方自治法の改正により、委員会から条例提案ができるようになったことを踏まえ、これらの委員会がそれぞれの担当分野についての専門的な調査研究を活発に行い、条例提案などの具体的な政策立案や政策提言、また市政の運営状況の監視に努めることとしています。</p>		
<p>取組状況</p>	<p>① 委員会からの条例提案の実績はないが、予算・決算審査における活発な質疑を通じて、様々な政策提言や市政運営状況の監視がなされている。</p> <p>② 正式な委員会としての活動ではないが、常任委員会ごとに班を分けて実施する議会報告会では、寄せられた意見などから重要なものを市長に対する要望書という形で提言を行っている。</p>		
<p>評 価</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">○</td> <td>◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</td> </tr> </table> <p>① 予算・決算審査における活発な質疑により、市政の監視機能は果たせている。</p> <p>② 条例提案には至っていないが、予算・決算審査における様々な政策提言等により、一定の役割は果たせている。</p>	○	◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外
○	◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外		
<p>課 題</p>	<p>条例提案も含めた、委員会からの政策立案や政策提言の強化に向けて、委員会委員の任期を複数年とすることや、案件を引き継げるような仕組みの検討が必要。</p>		
<p>今後の対策</p>	<p>委員会委員の任期の複数年化や案件を継続して取り組む仕組みの検討を行う。</p>		

<p>条文 及び解説</p>	<p>(自由討議の推進)</p> <p>第14条 議会は、合議制の機関として、合意形成を図るため、委員会の会議において委員間の自由討議を積極的に行うものとする。</p> <p><第14条の解説> ここでは、自由討議の推進について定めています。 自由討議とは、市長等に対する質問や質疑とは異なり、議員同士での話し合いのことを言います。本会議と比べて構成員が比較的少ない委員会において、合意形成を図るため、委員同士による様々な意見交換を活発に行うこととしています。</p>				
<p>取組状況</p>	<p>当初予算及び決算以外の議案については、質疑が終了して当局が退席した後に議事を止めずに自由討議を行う申し合わせとしており、平成31年4月以降では、請願や陳情の審査、また直接請求による住民投票条例の審査の委員会において、自由討議が行われた。</p>				
<p>評価</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">△</td> <td>◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自由討議自体は実施されたが、自由討議に該当する議案が少なく、活発に行われたとは言えない。</td> </tr> </table>	△	◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外	自由討議自体は実施されたが、自由討議に該当する議案が少なく、活発に行われたとは言えない。	
△	◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外				
自由討議自体は実施されたが、自由討議に該当する議案が少なく、活発に行われたとは言えない。					
<p>課題</p>	<p>自由討議を通じて、お互いの主張に耳を傾け理解し、多様性を認め、その上で合意形成を図るため、委員会の議案審査の場に限らず、現状を踏まえて課題や解決の方向性について自由に議論する場を委員会の中に設ける必要性を検討することが必要。</p>				
<p>今後の対策</p>	<p>付託された議案に限らず、閉会中の継続調査項目などの各委員会の課題についても、自由討議の対象とすることの検討を行う。必要に応じて条例の改正も検討する。</p>				

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(議員研修の充実)</p> <p>第15条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、研修の充実に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、前項に規定する研修の実施に当たっては、広く各分野における議員の専門的な知識の向上が図られるよう努めるものとする。</p> <p><第15条の解説> ここでは、議員研修の充実について定めています。 第1項では、議員が政策立案や政策提言、また市政の運営状況の監視を行う能力を高めていくため、議員研修の充実に努めるように努めなければならないとしています。 第2項では、議員研修を実施する際は、議員の様々な分野の専門的な知識の向上につながるよう努めることとしています。</p>
<p>取組状況</p>	<p>毎年、全議員を対象とした議員研修会を実施している。平成31年4月以降の実績は以下の通り。</p> <p>① 令和元年度 開催日：令和元年12月17日 講 師：田口一博氏（新潟県立大学国際地域学部准教授） テーマ：議会改革の流れと議会・議員の果たすべき役割について</p> <p>② 令和2年度 開催日：令和3年1月15日 講 師：桂川将典氏（北名古屋市議会議員） テーマ：議会のデジタル化の推進 ※コロナ禍を考慮し、Web会議システムを利用したオンライン方式で開催した。</p>
<p>評 価</p>	<p>○ ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p> <p>○</p> <p>毎年、テーマを変えて研修会を実施しているが、特に令和2年度の議員研修会は、コロナ禍ということもあり初のオンライン方式での研修会となり、活発な質疑もあり有意義な研修であった。</p>
<p>課 題</p>	<p>① 時勢に合わせた研修テーマの選定が必要。 ② オンライン方式を含めた手法の検討が必要。</p>
<p>今後の対策</p>	<p>① 引き続き、時勢に合わせたテーマ選定を行っていく。 ② 開催形式についても、オンライン方式や集合研修方式等、適切な方法を都度検討、採用していく。</p>

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(政治倫理)</p> <p>第16条 議員は、選挙により負託を受けた主権を有する市民の代表であるとの自覚の下、高い倫理観を備え、品位の保持に努めなければならない。</p> <p><第16条の解説> ここでは、議員としての政治倫理について定めています。 議員は、二元代表制の一翼を担う市の最高の意思決定機関である議会の構成員として、それぞれが市民の代表としての認識や高い道德心と公共心を持ち、議員としての品格を保つよう努力しなければならないとしています。</p>				
<p>取組状況</p>	<p>議員個人の自覚に委ねられている状況</p>				
<p>評 価</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">○</td> <td>◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個々の議員が、市民の代表としての倫理観を持ち、品位の保持に努めている。</td> </tr> </table>	○	◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外	個々の議員が、市民の代表としての倫理観を持ち、品位の保持に努めている。	
○	◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外				
個々の議員が、市民の代表としての倫理観を持ち、品位の保持に努めている。					
<p>課 題</p>	<p>高い倫理観、品位の保持というのは、議員として当然のことであるが、政治倫理条例、またはこれに類する内規を制定することで、議員の守るべき行動基準、倫理基準を明文化する例が、他の自治体議会で増えてきており、三島市議会としてもその必要性について検討することが必要。</p>				
<p>今後の対策</p>	<p>① 今後も市民の代表者として、議員それぞれが高い道德心と公共心を保ち、公職にある者としての発言や情報発信においても、品格を保ち続けるよう努めていく。</p> <p>② 市議会議員倫理条例・基準などの必要性について検討する。</p>				

<p>条文及び解説</p>	<p>(議員定数) 第17条 議員定数は、法第91条第1項の規定により、別に条例で定める。</p> <p><第17条の解説> ここでは、議員定数について定めています。 この内容は地方自治法第91条第1項に規定されているものですが、議会に関する基本的な事項ですので、この条例でも改めて規定するものです。議員定数については三島市議会議員定数条例に規定があり、平成27年4月の市議会議員選挙から22人となっています。</p>																						
<p>取組状況</p>	<p>議会基本条例制定後に定数についての検討は行っていない。 なお、過去の定数の推移は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="403 667 1329 1160"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> <th>議員定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S29. 12. 25</td> <td>「議員定数条例」制定</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>S60. 3. 27</td> <td>「三島市議会議員の定数減少条例」制定</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>H10. 3. 31</td> <td>「三島市議会議員の定数減少条例」改正</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>H14. 3. 29</td> <td>「三島市議会議員の定数減少条例」廃止、 「三島市議会定数条例」制定</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>H18. 6. 22</td> <td>「三島市議会定数条例」改正</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>H25. 6. 25</td> <td>「三島市議会定数条例」改正</td> <td>22人</td> </tr> </tbody> </table>		時期	内容	議員定数	S29. 12. 25	「議員定数条例」制定	30人	S60. 3. 27	「三島市議会議員の定数減少条例」制定	28人	H10. 3. 31	「三島市議会議員の定数減少条例」改正	26人	H14. 3. 29	「三島市議会議員の定数減少条例」廃止、 「三島市議会定数条例」制定	26人	H18. 6. 22	「三島市議会定数条例」改正	24人	H25. 6. 25	「三島市議会定数条例」改正	22人
時期	内容	議員定数																					
S29. 12. 25	「議員定数条例」制定	30人																					
S60. 3. 27	「三島市議会議員の定数減少条例」制定	28人																					
H10. 3. 31	「三島市議会議員の定数減少条例」改正	26人																					
H14. 3. 29	「三島市議会議員の定数減少条例」廃止、 「三島市議会定数条例」制定	26人																					
H18. 6. 22	「三島市議会定数条例」改正	24人																					
H25. 6. 25	「三島市議会定数条例」改正	22人																					
<p>評価</p>	<p>○</p>	<p>◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p> <p>全議員が参加する本会議だけでなく、議員が3つに分かれて参加する常任委員会においても市民の多様な意見、考えを反映させる必要があることを考えると、現在の定数が適正であるが、前回改正の平成25年から8年が経過し、この間、人口も減少傾向にあること等も踏まえると、定数の在り方について一度改めて考えてみる時期に来ている。</p>																					
<p>課題</p>	<p>次回、令和5年4月に改選を迎えることから、議員定数の在り方について、現在の議員任期中に検討していくことが必要。</p>																						
<p>今後の対策</p>	<p>議員定数の在り方について現在の議員任期中に検討を行う。</p>																						

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第18条 議員報酬の額及び支給方法は、別に条例で定める。</p> <p>2 議員報酬の額の改定に際しては、三島市特別職報酬等審議会条例(昭和39年三島市条例第3号)第1条に規定する三島市特別職報酬等審議会の意見を聴くものとする。</p> <p><第18条の解説> ここでは、議員報酬について定めています。 第1項では、議員報酬の額及び支給方法については、別に条例で定めるとしています。これは、地方自治法第203条第4項にも同様の規定があり、具体的には三島市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定められています。また、定例会の会議等を長期間にわたり欠席した場合などにおける議員報酬等の減額については、三島市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例で定めています。 第2項では、議員報酬の額の改定を行う場合は、市長の諮問機関である三島市特別職報酬等審議会の意見を聴くこととしています。 なお、議会としては、議員報酬の額の改定にあたっては、社会情勢や市民の意見なども参考にすると考えています。</p>
<p>取組状況</p>	<p>① 議員報酬 議長 月額 495,000 円 (H9. 10. 1～) 副議長 月額 435,000 円 (H9. 10. 1～) 議員 月額 410,000 円 (H9. 10. 1～)</p> <p>② 期末手当 (年2回) (H21. 12. 1～) 6月 議員報酬の1.8ヶ月分 12月 議員報酬の2.28ヶ月分</p> <p>③ 特別職報酬等審議会の答申 令和元年度三島市特別職報酬等審議会において、議員報酬は据え置くことが適当であるとの答申があった。</p>
<p>評 価</p>	<p>○ ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p> <p>○</p> <p>議員報酬は自治体の人口規模と比例する傾向があるが、県内同等規模の自治体と比較してほぼ同水準であり、概ね妥当である。</p>
<p>課 題</p>	<p>特になし。</p>
<p>今後の対策</p>	<p>現段階では特にないが、今後、必要に応じて検討していく。</p>

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(政務活動費)</p> <p>第19条 会派及び議員は、政務活動費の活用にあたっては、政策立案等のための調査研究その他の活動に資するよう、これを有効かつ適正に執行しなければならない。</p> <p>2 会派及び議員は、政務活動費の用途について、透明性を確保するとともに、市民等に対する説明責任を果たさなければならない。</p> <p>3 政務活動費に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p><第19条の解説></p> <p>ここでは、会派に交付される政務活動費について定めています。政務活動費は、地方自治法第100条第14項の規定により、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付できるとされています。</p> <p>第1項では、政務活動費を活用する場合には、第4条の議員活動の原則や第6条の会派に規定されている政策立案、政策提言や、市政の運営状況の監視機能を果たすための調査研究などのために、効果的・効率的かつ適正に使うこととしています。</p> <p>第2項では、会派及び議員は、政務活動費の使い道について、市民等にわかりやすく情報の提供を行い、説明責任を果たすこととしています。</p> <p>第3項では、政務活動費の交付に関する詳細については、別に条例で定めるとしていますが、具体的には三島市議会政務活動費の交付に関する条例により規定されています。なお、第6条の会派の規定の解説では、会派を2人以上の議員の集まりとしています。政務活動費の交付については、公平性の観点から、特例として、所属議員が1人の会派を認めています。</p>
<p>取組状況</p>	<p>① 交付対象 議会における会派（所属議員が1人のものを含む。）</p> <p>② 交付額 会派の所属議員1人当たり、1月につき1万5千円(年額18万円)</p> <p>③ 適正利用に向けての取り組み パソコン、タブレット等の備品を政務活動費で購入する場合の取り扱いを新たに定めたほか、適正かつ統一的な運用を図るため、令和3年4月1日に政務活動費運用マニュアルを施行した。</p> <p>④ 説明責任を果たすための取り組み 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度における収支報告書等を議長に提出することが義務付けられている。提出された収支報告書等については、その写しを市役所本館1階の「情報公開コーナー」に備え付け、誰でも閲覧できる状態にするるとともに、三島市議会のホームページ及び市議会だよりに掲載している。</p> <p>⑤ 金額改定 令和元年度三島市特別職報酬等審議会において、委員から増額と据え置き双方の意見があり、それらを踏まえ、議員自ら用途等についての精査を行い、真に増額が必要であるとするならば、再度審議する</p>

	ことが適当とされたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の中、当面は据え置くこととした。	
評 価	○	◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外
	① 政務活動費運用マニュアルを策定し、より明確な使用基準が定められたことで、今まで以上に適正な政務活動費の利用を図ることができた。 ② 適切な情報公開を行うことで、各会派の説明責任を果たしている。 ③ 政務活動費の交付額については、県内や全国の各市議会と比較しても少額であり、十分とは言えない。	
課 題	① 今後も適宜、政務活動費運用マニュアルの見直しを行うことで、より適正な利用に努めていくことが必要。 ② 情報公開における更なる透明性の確保が必要。 ③ 政務活動費の必要額についての検討が必要。	
今後の対策	議会ホームページを通じた情報公開の一層の強化を図る。例えば、収支報告書に加えて領収書等も公開し、更なる透明性の向上を図ることなどが考えられる。	

<p>条文及び解説</p>	<p>(議会事務局の充実)</p> <p>第20条 議会は、立法機能及び市長等による市政の運営状況についての監視機能の強化を図るとともに、その活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査機能及び法務に関する能力の充実並びに組織の整備に努めるものとする。</p> <p><第20条の解説></p> <p>ここでは、議会事務局の充実について定めています。</p> <p>議会事務局は、地方自治法第138条第2項の規定により、設置することができるとしており、三島市議会では、三島市議会事務局設置条例により議会事務局を設置しています。</p> <p>議会の持つ条例等議案の提案・修正による立法機能や市政の運営状況の監視機能を向上させるとともに、様々な議会活動を滞りなく進めていくために、議会事務局の調査機能と法務に関する能力の充実や組織の整備に努めることとしています。</p>										
<p>取組状況</p>	<p>① 議会事務局の職員については、三島市職員定数条例で職員定数7人と定められており、内訳は以下のとおり（令和3年4月1日現在）。</p> <table border="1" data-bbox="464 904 1302 999"> <tr> <td>局長</td> <td>次長</td> <td>係長</td> <td>係員</td> <td>会計年度任用職員</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>1人</td> </tr> </table> <p>② 調査機能及び法務に関する能力の充実については、様々な機会を活用し研修に参加することにより、機能及び能力の充実を図っている。</p> <p>③ 組織の整備については、職員の増員は難しい状況であるが、特に議事調査係については在籍年数の長期化、法制執務の経験者の配置などの対応をしている。</p>	局長	次長	係長	係員	会計年度任用職員	1人	1人	2人	2人	1人
局長	次長	係長	係員	会計年度任用職員							
1人	1人	2人	2人	1人							
<p>評価</p>	<p>○ ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p> <p>定例的な本会議や委員会の活動のみならず、イレギュラーな臨時会の開催をはじめ、特別委員会、請願、陳情、直接請求、新型コロナウイルス感染症への対応等、必要に応じて適切な対応がとれている。</p>										
<p>課題</p>	<p>① 特に調査機能及び法務に関する能力の継続的な維持・強化が求められ、そのための研修参加や予算確保、人員配置が必要。</p> <p>② 全国市議会議長会や他自治体の議会事務局との情報交換の継続が必要。</p> <p>③ 人事異動に伴う影響を極力抑えるため、定例的な業務の標準化を進めていくことが必要。</p>										
<p>今後の対策</p>	<p>引き続き各種研修への参加と予算確保、適切な人員配置、関係機関との情報交換、業務の標準化への取り組みを進める。</p>										

<p>条文 及び解説</p>	<p>(議会図書室の充実)</p> <p>第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。</p> <p><第21条の解説> ここでは、議会図書室の充実について定めています。 議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定により、議員の調査研究に資するために設置が義務付けられており、その充実を図るよう努めることとしています。</p>	
<p>取組状況</p>	<p>インターネット経由で調査、確認できるものが増えてきていることもあり、議会図書室の利用が少ない状況も踏まえ、追録図書の見直しを行った。</p>	
<p>評価</p>	<p>△</p>	<p>◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p> <p>今後、さらなる検討が必要だが、時代の変化を踏まえた議会図書室の在り方を考える第一歩を踏み出すことはできた。</p>
<p>課題</p>	<p>利用が少ないことも踏まえ、これからの議会図書室の在り方を一度考え直すことが必要。例えば、ICTの活用によりペーパーレス化が進む中、どのような資料を所蔵していくべきか、限られたスペースや予算をどう活用すべきか、どのように利便性を向上させるかといった検討が必要。</p>	
<p>今後の対策</p>	<p>議会図書室の在り方の見直しに向けた検討を行う。</p>	

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(予算の確保) 第22条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能の強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。</p> <p><第22条の解説> ここでは、議会に関する予算の確保について定めています。 議会の責務を果たし、さらに機能を強化するため、必要な予算を確保するように努めることとしています。</p>																												
<p>取組状況</p>	<p>① 議会費予算額の推移</p> <table border="1" data-bbox="437 557 1184 786"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>予算額</th> <th>一般会計予算の構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>266,342 千円</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>264,170 千円</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>256,689 千円</td> <td>0.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 令和3年度予算の主な内訳 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="437 786 1184 1196"> <tbody> <tr> <td>議員報酬及び議員期末手当</td> <td>183,466</td> </tr> <tr> <td>一般職の給与及び共済費</td> <td>51,525</td> </tr> <tr> <td>議会情報提供事業</td> <td>5,187</td> </tr> <tr> <td>議会運営に係る一般諸経費</td> <td>11,637</td> </tr> <tr> <td>会議研修等負担金</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>各種団体への負担金</td> <td>705</td> </tr> <tr> <td>その他の負担金</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市単独事業費補助金(政務活動費)</td> <td>3,960</td> </tr> </tbody> </table>	年度	予算額	一般会計予算の構成比	令和元年度	266,342 千円	0.7%	令和2年度	264,170 千円	0.7%	令和3年度	256,689 千円	0.7%	議員報酬及び議員期末手当	183,466	一般職の給与及び共済費	51,525	議会情報提供事業	5,187	議会運営に係る一般諸経費	11,637	会議研修等負担金	208	各種団体への負担金	705	その他の負担金	1	市単独事業費補助金(政務活動費)	3,960
年度	予算額	一般会計予算の構成比																											
令和元年度	266,342 千円	0.7%																											
令和2年度	264,170 千円	0.7%																											
令和3年度	256,689 千円	0.7%																											
議員報酬及び議員期末手当	183,466																												
一般職の給与及び共済費	51,525																												
議会情報提供事業	5,187																												
議会運営に係る一般諸経費	11,637																												
会議研修等負担金	208																												
各種団体への負担金	705																												
その他の負担金	1																												
市単独事業費補助金(政務活動費)	3,960																												
<p>評 価</p>	<p>○ ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p>																												
<p>課 題</p>	<p>必要な予算は、概ね確保できている。</p>																												
<p>今後の対策</p>	<p>今後、ICT利活用推進に伴う予算の確保が必要。 今後も必要な予算の確保に努める。</p>																												

<p>条文 及び解説</p>	<p>(他の条例等との関係)</p> <p>第23条 この条例のほか、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の規定との整合性を確保しなければならない。</p> <p><第23条の解説> ここでは、議会基本条例と他の条例等との関係を定めています。 議会基本条例は、議会の基本的な考え方や取り組みを定めたものであり、条例の前文にもあるように、議会の最高規範となるものです。従って、議会に関する他の条例、規則、要綱等の制定や改正、廃止などをする場合には、この条例と矛盾しないようにすることとしています。</p>				
<p>取組状況</p>	<p>議会基本条例制定後、議会に関する条例等を制定し、又は改廃した事案は発生していない。</p>				
<p>評価</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> <td> ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 現状で、整合性は確保できている。 </td> </tr> </table>		◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外	現状で、整合性は確保できている。	
	◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外				
現状で、整合性は確保できている。					
<p>課題</p>	<p>特になし。</p>				
<p>今後の対策</p>	<p>今後も関連する条例等の制定、改廃がある場合には、内容を精査し整合性を確保していく。</p>				

<p>条 文 及び解説</p>	<p>(見直し手続)</p> <p>第24条 議会は、一般選挙により選挙された議員の任期ごとに、議会運営委員会において、この条例の施行の状況について、市民の意見等を勘案し検証するとともに、その結果を積極的に市民等に公表しなければならない。</p> <p>2 議会は、前項の規定による検証に基づき、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p><第24条の解説></p> <p>ここでは、議会基本条例の見直し手続きについて定めています。</p> <p>議会基本条例は、これまでの議会改革の取り組みのまとめとして制定するものですが、条例制定後も継続的に議会改革の取り組みを進めていくこととしています。</p> <p>第1項では、この条例が制定された後、その目的が達成されているかどうか、施行の状況について少なくとも4年に1回、市民等の意見や地方自治法の改正、先進議会の取り組みなどを踏まえて議会運営委員会で検証することとしています。また、検証の結果について、市民等にわかりやすく情報の提供をすることとしています。</p> <p>第2項では、検証の結果に基づき、必要に応じて、この条例の改正を含む適切な対応をとることとしています。</p>	
<p>取組状況</p>	<p>今回の検証が、議会基本条例制定後、最初の検証となる。</p> <p>議会基本条例の施行の状況について、市民の意見等を勘案し検証し、その検証結果については、ホームページ等を利用し広く公表する予定である。</p> <p>また、検証結果に基づき、必要な条例改正等を検討する予定である。</p>	
<p>評 価</p>	<p>—</p>	<p>◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外</p>
<p>今回、最初の検証のため、評価対象外とする。</p>		
<p>課 題</p>	<p></p>	
<p>今後の対策</p>	<p></p>	

第4 今後の検討課題

検証結果を受けて、今後の検討課題を次の表の通り整理した。この検討課題を全議員が共有し、共通の認識を持つ中で、課題の重要度及び緊急性を鑑みながら、検討を進め、時代の変化に応じた三島市議会としての対応を取っていく。

No.	項目	概要	条例	検証での評価	重要度	緊急度
1	多様性	多様な人材が議員として活躍するための環境整備	第3条	○	◎	○
2	会派	会派の在り方・構成要件の検討	第6条	△	○	○
3	会派	会派の政治的理念・政策等の公表の検討			△	○
4	災害対応	災害時行動指針の見直し	第7条	△	○	△
5	意見交換	HPでの意見聴取窓口の改善	第8条	○	△	○
6	意見交換	出前講座の開催検討			○	△
7	参考人制度	委員会のオンライン開催と合わせた参考人のオンライン出席の検討			○	△
8	議会報告会	市民向け議会報告会の在り方、手法及び回数 の検討	第9条	○	○	△
9	議会広報	議会だよりの充実	第10条	○	△	△
10	議会広報	HPの充実			△	△
11	議会広報	LINEによる情報提供の強化			○	○
12	議会広報	委員会の動画配信			○	△
13	監視機能	常任委員会の任期の複数年化・案件の継続の 検討	第11条	○	○	○
	政策立案等		第13条	○		
14	附属機関等	議選監査委員の在り方の検討	第12条	○	○	○
15	自由討議	継続調査項目に関する委員会、委員協議会等 での自由討議の実施	第14条	△	◎	○
16	議員研修	時勢に合わせたテーマ選定と適切な開催方式 の検討、採用	第15条	○	△	△
17	政治倫理	倫理条例・基準等の必要性の検討	第16条	○	○	△
18	議員定数	議員定数の在り方の検討	第17条	○	◎	◎
19	議員報酬	議員報酬の在り方の検討	第18条	○	○	△
20	政務活動費	政務活動費に関する情報公開の強化（領収書 等の公開等）	第19条	○	○	○
21	議会図書室	議会図書室の在り方の見直し検討	第21条	△	△	△

※重要度・・・◎>○>△ の順で重要度が高い。

※緊急性・・・◎＝必ず今任期中に実施しなければならないもの。

○＝今任期中に実施することが望ましいもの。

△＝継続的に取り組むもの、または改選後等に取り組むもの。

時期	担当	備考
今任期中	ダイバーシティ推進検討特別委員会	既に特別委員会で取り組みを開始しており、改選前に結論を得たい。
今任期中	各派代表者会議	改選後に新しく会派が作られることもあり、それまでに結論を得たい。
今任期中	各派代表者会議	同上。
改選後	各派代表者会議	重要だが、他の案件との兼ね合いですぐに着手できない。基本的な部分は現状でも問題はない。
今任期中	各派代表者会議	それほど難しい課題ではないこともあり、早めに取り組みたい。
都度	議会報告会運営会議	8と合わせて検討していく。
改選後	各派代表者会議 議会運営委員会	まずは令和4年度の導入予定のタブレット端末の活用に慣れることが優先される。
都度	議会報告会運営会議	6と合わせて毎年検討を重ねていく形が考えられる。
都度	議会だより編集委員会	既に様々な改善が積み重ねられてきており、今後も少しずつ改善していきたい。
都度	各派代表者会議	既に様々な改善が積み重ねられてきており、今後も少しずつ改善していきたい。
都度	各派代表者会議	議会広報の中では優先度を上げて取り組みたい課題と考える。
将来的課題	各派代表者会議	設備の導入維持にかかる費用負担もあり、将来的な課題としたい。
今任期中	各派代表者会議 議会運営委員会	議会の機能をより生かすためにも重要な案件と考える。
今任期中	各派代表者会議	定数との関係もあり、一度改選前には検討すべき案件と考える。
今任期中	各常任委員会 議会運営委員会	13と同じく議会の機能をより生かすためにも重要と考える。条例改正については、議会運営委員会で検討する。
都度	各派代表者会議	既に毎年工夫しながら取り組んでおり、今後もこの取り組みを継続する。
改選後	各派代表者会議	重要だが、現状で大きな問題もなく、改選後の検討でよいと考える。
今任期中	各派代表者会議	議会の根幹に関わる課題で、次回の改選までにしっかり検討する必要がある。
都度	各派代表者会議	必要に応じて検討するが、定数の在り方にも影響を受ける案件である。
今任期中	各派代表者会議	遅くとも改選後から新しいルールで運用できるように検討したい。
改選後	各派代表者会議	他の案件との関係で優先度は低く、後にならざるを得ない。

第5 終わりに

今回の議会基本条例の検証の過程で、重要性が高い議会の課題が浮かび上がってきたことは有意義であり、結果として21項目の課題を整理することができた。これらは検証に真摯に向き合い、委員間で議論した結果と考える。

検証を終えるに当たり、改めて委員間で意見交換をしたところ、市民の皆様に政治を自分事として考えていただき、市政への興味・関心を持っていただくこと、そして政治に参加していただくことの重要性を感じているとの意見が多かった。そのためには、ICTの活用も含め、議会報告会や議会だよりをはじめ、様々な方法で議会・議員の考えや想いを市民の皆様に伝えていくことが重要との認識を委員間で改めて共有することができた。

そして、何よりも重要なことは、議会が持つ権限を活用して市政の監視機能を果たすことである。また、自由討議を活発に行う中で、政策提案力を磨いていくことも求められる。今後もこれらの視点を忘れることなく、今回の検証結果から得られた課題に取り組むことで、議会改革の取り組みを継続し、市民の負託にこたえていきたい。

【議会運営委員会】

委員長	:	堀江	和雄
副委員長	:	野村	諒子
委員	:	大房	正治
委員	:	岡田	美喜子
委員	:	藤江	康儀
委員	:	大石	一太郎
委員	:	服部	正平